

おてがる光重要事項説明書

おてがる光 重要事項説明

契約内容に関する重要なお知らせです。ご利用にあたっては、以下の記載事項をよくお読みください。

- 【サービス名称】 おてがる光
- 【サービス提供者】 株式会社イーエムアイ
- 【電気通信事業者届け出番号】 A-25-13195

1 概要

おてがる光は、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といい、NTT 東日本とあわせて、以下「NTT」といいます)から卸電気通信役務の提供を受け、光コラボレーション事業者として株式会社イーエムアイ(以下「当社」といいます)が提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービス及びインターネット接続サービスです。

本サービスは、下記のお申し込みを行うことにより利用できるサービスです。

- ・新規お申し込み
- ・NTT が提供する FTTH アクセス回線提供サービスをすでに利用されているお客様が当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替え(以下「転用」といいます)たうえでの申し込み。
- ・NTT から卸電気通信役務の提供を受けている事業者(以下「光コラボレーション事業者」といいます)で利用されている FTTH アクセス回線から当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替え(以下「事業者変更」といいます)るお申し込み

本サービスは、NTT が提供する FTTH アクセス回線サービスのエリアに準じて提供をします。

●FTTH アクセス回線タイプ

- ・当社が提供する戸建て住宅向けの FTTH アクセス回線

NTT が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。

- ーフレッツ光ネクストファミリー・ギガラインタイプ
- ーフレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ準
- ーフレッツ光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ
- ーフレッツ光ネクストファミリータイプ

- ・当社が提供する集合住宅向けの FTTH アクセス回線

NTT が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。

- ーフレッツ光ネクストマンション・ギガラインタイプ
- ーフレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ準
- ーフレッツ光ネクストマンション・ハイスピードタイプ
- ーフレッツ光ネクストマンションタイプ

●最大通信速度

- ・概ね 1Gbps の FTTH アクセス回線

NTT が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。

- ーフレッツ光ネクストファミリー・ギガラインタイプ
- ーフレッツ光ネクストファミリー・スーパーハイスピードタイプ準

- フレッツ光ネクストマンション・ギガラインタイプ
- フレッツ光ネクストマンション・スーパーハイスピードタイプ集
- ・200Mbps の FTTH アクセス回線

NTT が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。

- フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピードタイプ
- フレッツ光ネクストマンション・ハイスピードタイプ
- ・100Mbps の FTTH アクセス回線

NTT が提供する下記の FTTH アクセス回線提供サービスに相当します。

- フレッツ光ネクストファミリータイプ
- フレッツ光ネクストマンションタイプ

※通信速度は、FTTH アクセス回線のタイプにより異なります。

※通信速度は、お客様宅内に設置する「回線終端装置」から当社が提供を受ける設備までの間における理論上の最大速度です。また、「おてがる光」は、ベストエフォート方式のサービスとなりますので、速度は理論上の最高値であり、その高速性、常時接続性に関し保証するものではありません。

※当社では、多くのお客様へインターネットを快適な状態で利用していただくために、ファイル交換ソフト（Winny、Share など）利用時のデータ流通量の制御を実施しております。

2 お申込みに関する注意事項

お客様のご利用場所がおてがる光のサービスエリアであることをご確認ください。また、NTT の設備状況などによりサービスのご利用をお待ちいただく場合や、サービスをご利用いただけない場合があります。なお、NTT で光回線が敷設できなかった場合、おてがる光のお申し込みを取り消しさせていただく場合があります。

他「インターネットサービスプロバイダー」（「インターネットサービスプロバイダー」以下「ISP」といいます）と契約してフレッツ光サービスをご利用中のお客様が FTTH 回線を転用しておてがる光を契約した場合、転用処理が完了しても、他 ISP との契約は解約となりません。別途、お手続きください。

当社の他のインターネット接続サービスをご利用中のお客様が、本サービスへのコース変更のお申し込みをされる場合、変更前の接続サービスにて適用されていた、または適用予定であった割引、特典等の各種キャンペーンに関する権利は失効となりますのでご注意ください。

工事実施前であれば、お申し込みの取り消しは可能です。その場合、おてがる光に関するキャンセル料などはかかりません。ただし、工事着手後（切替完了後を含む）にお申し込みを取り消された場合、発生した費用についてはお客様に請求させていただきます。

転用には、お客様自身で NTT 東日本・NTT 西日本へ転用承諾番号を取得いただき、その番号をもとに当社への転用のお申し込みをしていただく必要があります。

転用時点で保有している NTT 東日本、NTT 西日本から付与されるポイント等は、NTT 東日本・NTT 西日本が提供するフレッツ光のオプションサービスのご契約期間が残っていても、転用に伴い失効いたします。

転用承諾番号の取得には、以下の情報が必要となります。フレッツ光の「お客様 ID」、「ひかり電話番号」、「連絡先電話番号」、「契約者名」、「設置場所住所」、「料金支払い方法及び関連情報」

取得された転用承諾番号の有効期限は取得日から 15 日間となりますので、有効期限内に当社へのお申し込み手続きをお願いいたします。有効期限を過ぎた場合には、あらためて転用承諾番号の取得が必要となります。

フレッツ光の初期工事費用を分割払いでお支払いいただいているお客様で、転用が完了した時点で当該費用

のお支払いが残っている場合、その残額を当社から請求させていただきます。
 転用により、サービス内容や料金については、一部変更となる場合があります。

3 サービス利用料金

◆初期費用

●新規に FTTH 回線をお申し込みの場合

- ・契約事務手数料 2,000 円
- ・回線開通工事費

タイプ	適用パターン	一括払いの場合の費用 (税抜)	分割払いの場合の費用
ファミリータイプ	住宅内の配線設備を新設する場合	18000 円	600 円×30 か月
	住宅内の配線設備を再利用する場合	7600 円	対応なし
	工事担当者がお伺いしない場合	2000 円	対応なし
マンションタイプ	住宅内の配線設備を新設する場合	15000 円	500 円×30 か月
	住宅内の配線設備を再利用する場合	7600 円	対応なし
	工事担当者がお伺いしない場合	2000 円	対応なし
・分割払いの期間中に「おてがる光」を解約される場合、未払いの工事費の残額を一括でお支払いいただきます。			

(土休日工事の場合、NTT 東日本エリアのみ追加で 3,000 円かかります)

※ 代表的な工事の金額です。

※ 金額はすべて消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、工事実施時点の税率に基づき計算します。

※ 工事の内容によって工事費が決まります。

※ 工事の内容によっては別途上記以外の工事費が発生する場合があります。

●NTT が提供する既設の FTTH アクセス回線からの転用申込の場合

- ・契約事務手数料 2,000 円

●事業者変更申込の場合

- ・契約事務手数料 2,000 円

◆月額費用

おてがる 光ファミリータイプ 月額基本料金 4,280 円

おてがる 光マンションタイプ 月額基本料金 3,280 円

※その他利用料金、工事費用、オプション、キャンペーンの詳細については、当社ホームページにおいて記載いたします。

4 支払いについて

お支払い方法は、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。

- －クレジットカード
- －預金口座振替
- －その他当社が定める方法

預金口座振替によるお支払いは、100円（税抜）/月の口座振替手数料をご負担いただきます。

お支払い方法のご登録がお済みでない場合は800円（税抜）/月の請求手数料をご負担いただきます。

5 解約・契約変更の方法

退会またはおてがる光のご解約、変更など各種お手続きをなされる場合は、おてがる光カスタマーセンター「0120-921-301」へお問い合わせください。

6 解約に関する注意事項

<撤去工事について>

・光ファイバー回線等の撤去工事が必要な場合は、当社からの契約解約についてのご連絡の際に当該光ファイバー回線等を取り外すため工事日の調整をさせていただき、当該工事日に「回線終端装置」の取り外しなどを行いますのでお客様自身で「回線終端装置」を取り外したり、廃棄したりしないようお願いいたします。

※「回線終端装置」に接続されている光ファイバケーブル等を取り外して、断芯箇所に触れたりするのは危険ですのでおやめください。

※回線撤去工事費がかかる場合があります。

※おてがる光退会申込手続きに伴い、撤去工事を実施する場合、退会完了となるのは当社が撤去工事完了を確認した月の末日となります。退会完了月まで月額料金を含む全ての料金が継続して発生しますのでご注意ください。

<機器の返却について>

・撤去工事の必要がない場合は、お客様自身で「回線終端装置」等の設置機器をご返却ください。解約手続後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願いします。

※返却がない場合、機器料金を請求させていただく場合があります。

※撤去工事を行う場合は工事業者が当該機器を回収しますのでお客様自身でご返却いただく必要がありません。

7 契約解除・契約変更の条件等

当社が提供するオプションサービスは、おてがる光サービスを解約すると全て解約となります。

毎月15日までにNTT東日本・NTT西日本による解約に係わる処理が完了したのものについては当該処理のあった月の翌月の末日に利用契約の解約があったものとします。

当社は、会員の申込み後、会員資格の承認をしたか否かに関わらず、当社単独の判断により、適宜会員資格の審査を行うことができます。当該審査の結果、申込み者が以下の各号のいずれかに該当することが判

明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して取り消し、会員資格を与えないことがあります。

- ・ 申込み者が存在しないこと
- ・ 申込み者が、申込みをした時点で、本規約の違反等により会員資格の停止処分中であり、または過去に本規約の違反等で除名処分を受けたことがあること
- ・ 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
- ・ 申込み者が、申込みをした時点で本サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがあること
- ・ 申込み者が、申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
- ・ 申込み者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
- ・ 申込み者が、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、及び関係者である場合
- ・ 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき

8 利用停止・利用中止

当社の電気通信設備の保守または工事上、やむを得ない場合、あらかじめお客様に通知（おてがる光ホームページに掲載等）してサービスの利用を中止することがあります。

当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます）を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

当社は、料金その他の債務について支払期日を経過してもお支払いいただけない場合、サービスの利用を停止することがあります。

9 当社による契約解除

当社は、料金その他の債務について支払期日を経過してもお支払いいただけない場合、「おてがる光」の契約を解除することがあります。

10 その他事業者変更について

1 お手続きについて

・ 当社から事業者変更番号を取得いただいた後、お客様がご希望される光コラボレーション事業者（以下、変更先事業者で事業者変更のお申込手続きをしていただく必要があります。

・ 支払期日を経過したご利用料金などがある場合、お支払いいただいた後に事業者変更承諾番号の発行となります。

また、おてがる光で契約内容の変更や引っ越しなどの手続き中の場合は、お手続きが完了した後の発行となります。

・ 工事費用を分割払いでお支払いいただいているお客様が分割払い途中で変更先事業者へ事業変更される場合は工事費用の残額を一括でお支払いいただきます。

・ 取得された事業者番号の有効期限は 15 日間です。

- ・事業者変更承諾番号の有効期限内に変更先事業者へのお申込手続きをおねがいします。
- ・有効期限を過ぎた場合には、あらためて事業者変更承諾番号の取得が必要となります。

2 注意事項

変更先事業者で、ひかり電話、フレッツテレビ、リモート・サポートサービスが提供されていない場合は、事業者変更の際に NTT 東日本・西日本からの直接提供に変更となります。

この場合、別途手続き費用が NTT 東日本、西日本からお客様に請求されます。

11 その他

おてがる光のサービス内容は予告なく変更することがあります。

本重要事項説明書に記載している金額はすべて税別金額になります。

12 サービス提供会社・お問合せ先

株式会社イーエムアイ おてがる光カスタマーセンター

住所：〒160-0004

東京都新宿四谷1丁目1-2 四谷見附ビルディング6階

電話番号：0120-921-301 受付時間：11：00～19：00（年末年始除く、メンテナンス日を除く）

<初期契約解除制度に関するご案内>

1 本契約により締結した電気通信サービスは、初期契約解除制度の対象となります。

初期契約解除制度は、個人のお客様を対象としており、法人契約のお客様は対象外となります。

ご契約のお申し込み後に当社がお送りする「おてがる光契約内容のご案内」を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、「お客様番号、住所、氏名、電話番号」を記載し、署名捺印および解約を希望する旨をご記入のうえ、郵送にて以下にご連絡いただくことにより電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記入漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記等により当社に書面が到着しない場合等、その他当社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、本サービスに関する利用契約の解除がある場合がございますので予めご了承ください。

【本件についてのお問合せ先・書面送付住所】

郵送の場合

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目1-2 四谷見附ビルディング6階

新和ビルディング4階

株式会社イーエムアイ「おてがる光事務センター宛」

電話番号：0120-921-301 受付時間：11：00～19：00（年末年始除く、メンテナンス日を除く）

メール：info@otegal.jp

2.当社が初期契約解除制度について不実を告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であると誤認し、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの期間であれば契約を解除することができます。

3 上記1、2に基づき本サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客様が上記1、2の記載に従って発した時にその効力を生じます。

4 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においては、当社は下記5に基づく対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除き、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。また、当該場合において、当社がすでに金銭等を受領しているときは、当該対価請求額として認められた範囲を除き、当該金銭等をお客様に返還いたします。

5 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においても、以下の対価については、お支払いいただきます。

初期費用：2,000 円（税抜）

工事費用：派遣工事 有（屋内配線を新設する場合）

戸建：18,000 円（税抜）

マンション：15,000 円（税抜）

派遣工事 有（屋内配線を新設しない場合）9,583 円（税抜）

派遣工事 無 2,000 円（税抜）

追加工事費：土曜、日曜、祝日に実施する工事 3,000 円（税抜）

増夜間、深夜による工事 10,200 円（税抜）増

なお、電気通信事業法の初期契約解除制度によりご契約を解除されるお客様につきましては、当社が実施する各種キャンペーン（サービス利用料、工事費用、契約締結事務手数料等の減免を含みますが、この限りではありません）の適用はございません。

6 上記1、2に基づき本サービスに関する利用契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんので予めご了承ください。

7 初期契約解除制度に関するご質問やお問い合わせにつきましては、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

<お支払い方法未登録の場合のご請求に関する重要事項>

(1) お支払い方法は未登録の場合のご請求方法

おてがる光サービスをご利用中で、お支払い方法の登録がお済でない場合や、ご登録のお支払い方法で請求ができない場合、ご利用料金はおてがる光ご登録住所宛てにコンビニエンスストアでお支払いいただける払込票を発送しご請求いたします。

※コンビニ払込票でのお支払いは、一時的なお支払い方法となりますので、お早めにクレジットカード・自動口座振替のお支払い方法登録手続きをお願いいたします。

(2) ご利用可能なコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ、セーブオン、サークルK・サンクス、ミニストップ、ポプラ、セイコーマート、コミュニティストア

(3) ご利用手数料

払込票発行手数料としてご請求ごとに 800 円（税抜）がかかります。

(4) 払込票の送付

毎月 10 日から 20 日頃に発送となります。

(5) お支払日

払込票に記載されている支払期日までに、指定のコンビニエンスストアについてお支払いください。

※支払期日までにお支払いいただかなかった場合

・インターネット接続やメール、光電話サービスなどのおてがる光サービスのご利用を停止させていただきます。

・利用停止後でもお支払い方法をご登録いただければ、継続しておてがる光サービスをご利用いただけます。

・支払い期日を過ぎた払込票では、お支払いいただけません。

(6) ご注意事項

利用停止となった月のご利用料金もご請求させていただきます。

オプション内容

おてがる光電話について

おてがる光電話のご利用には、以下サービスのご契約が必要です。

●<サービスタイプ>

おてがる光ファミリータイプ

おてがる光マンションタイプ

●現在お使いの電話番号を番号ポータビリティして利用する場合について

NTT 東日本、NTT 西日本の加入電話などをご利用いただいているお客様が、本サービスを同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといいます。

※加入電話などの利用休止の際、別途利用休止工事費が NTT 東日本、NTT 西日本などより請求されます。

利用休止から 5 年間を経過し、更にその後 5 年間（累計 10 年間）を経過してもお客様から利用休止の継続、再利用のお申し出がない場合には解約の扱いとなります。詳細は NTT 東日本、NTT 西日本などにお問い合わせください。

※番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更（引越しなど）する際は、NTT 東日本、NTT 西日本の加入電話などにおいて同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただくことが可能です。

※電話等利用契約の解除に伴い、対象の電話番号でご利用の当社にて提供するサービス（フリーダイヤル、ナビダイヤルを除く）は解約となります。

※おてがる光電話にてご利用となる電話番号（加入電話などからの番号ポータビリティでの電話番号）は、おてがる光電話解約時に NTT 東日本、NTT 西日本の加入電話などへ番号ポータビリティして継続利用することができます。

●転用について

ご利用中の NTT 東日本、NTT 西日本のひかり電話は、光回線の転用と同時に自動的に転用されます。転用前後のサービス内容や料金については、一部変更となる場合があります。NTT 東日本、NTT 西日本が提供している「安心プラン」、「もっと安心プラン」、「テレビ電話チョイス定額」は転用できません。

●ご利用上の注意事項

※緊急通報などについて

緊急通報番号（110/119/118）へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察／消防／海上保安）に通知いたします（一部の消防を除く）。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。

停電時は緊急通報を含む通話できません。携帯電話や PHS またはお近くの公衆電話のご利用をお願いいたします。

※工事について

お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただく場合があります。

※接続できない番号について

本サービスでは、一部接続できない番号があります。本サービスから電気通信事業者を指定した発信（番号の頭に「00××」を付加）などはできません。一部電話機・FAX などに搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能（例：携帯通話設定機能（0036 自動ダイヤル機能）」や、NTT 製以外の一部電話機・FAX などに搭載されている「ACR（スーパーACR など）機能」が動作中の場合、通信事業者選択機能が働き、本サービスからの発信ができなくなる場合があります。

おてがる光電話をご利用になる前に、上記機能の停止や提供会社への解約手続きを行ってください。（一部の「1××」の番号への発信はできません。）106（コレクトコール「コミュニケーター扱い」）、108（自動コレクトコール）など 114（お話し中調べ）など、一部かけられない番号があります。フリーダイヤルご契約者がおてがる光電話（IP 電話）を着信させない契約としている場合はおてがる光電話から当該フリーダイヤルへの接続はできません。#ダイヤル（一般加入電話などで提供のもの）への発信はできません。

●ご利用機器について

ISDN 対応電話機、G4FAX など、ご利用いただけない電話機があります。（アダプタなどの追加により

ご利用いただける ISDN 対応電話機もごございます) FAX は G3 モードのみご利用いただけます。

●月額費用

おてがる光電話 月額基本料金 500 円

おてがる光電話プラス 月額基本料金 1,500 円

おてがる光電話オフィス 月額基本料金 1,300 円

おてがる光電話オフィス・プラス 月額基本料金 1,100 円～

●付加サービス利用料

おてがる光電話番号表示サービス 月額基本料金 400 円

おてがる光電話ナンバー・リクエスト 月額基本料金 200 円

おてがる光キャッチ電話 月額基本料金 300 円

おてがる光電話転送サービス (1 番号毎) 月額基本料金 500 円

おてがる光電話着信拒否サービス 月額基本料金 200 円

おてがる光電話複数チャネル 月額基本料金 200 円

おてがる光電話追加番号 月額基本料金 100 円

●通話料

固定電話・050IP 電話 8 円～10.8 円/3 分

携帯電話 16～18 円/60 秒

PHS 10 円/36～60 秒+10 円/回

●その他料金

ユニバーサルサービス料 3 円/月 (2019 年 11 月現在)

※電話番号毎にかかります。

※ユニバーサルサービス料は、通話料が発生していない月であってもご請求させていただきます。※「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス（電気通信事業法により「あまねく日本全国で提供が確保されるべき」と規定されているサービスです）の提供を確保するためにご負担いただく料金のことです。番号あたりの単価（月額）はユニバーサルサービス支援機関が 6 ヶ月毎に算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されております。

●国際通話について

国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況等により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保障するものではございませんので、ご了承ください。第三者による不正な電話利用等の被害にご注意ください。なお、国際電話を使用しない場合は当社にお申し出いただくことで「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。

●電話帳の掲載について

電話帳へはご希望の名称で掲載できますが、ご契約者の氏名、名称など、通常お使いになっているものに限らせていただきます。1 つの電話番号につき、1 掲載が無料となります。（「追加番号サービス」でご利用の電話番号も対象）

1 つの電話番号につき、2 つ以上の掲載をご希望の場合は、重複掲載料が必要となります。

※重複掲載料は、1 掲載ごとに 500 円

お客様のご希望により掲載しないこともできます。

おてがる光テレビについて

サービスについて

本サービスは、当社が提供する電気通信サービス「おてがる光」および「おてがる」および「おてがる光テレビ伝送サービス」、「スカパーJSAT 施設利用サービス」の契約により、地上/BS デジタル放送が受信できるようになるサービスです。

当社の定める「おてがる光テレビ利用規約」およびスカパーJSAT 株式会社の定める「スカパーJSAT 施設利用サービス契約約款」により提供します。

対象となるお客様

本サービスをご利用いただくには「おてがる光」サービスエリア内にて、次の環境が必要です。

おてがる光ファミリータイプ

おてがる光マンションタイプ

地上/BS デジタル放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

本サービスをご利用いただくには、当社が用意する映像用回線終端装置をお客様宅内に設置する必要があります。

「おてがる光」1 契約に対して本サービスは 1 契約です。

また、原則として同一世帯の以外でのご利用はできません。

なお、設備の状況などにより、サービスを提供できない場合があります。

料金について

初期費用

おてがる光テレビ伝送サービス工事費 3,000 円

スカパーJSAT 施設登録料 2,800 円

テレビ接続工事費（1 台） 6,500 円～

テレビ接続工事費（複数台） 19,800 円～

※工事内容によっては、工事料が別途かかる場合があります。

また、当社がお客様宅内の屋内同軸配線工事を実施する場合には実費が別途かかります。

※「スカパーJSAT 施設登録料」及び「スカパーJSAT 施設利用料」は、スカパーJSAT 株式会社の依頼に基づき、当社が請求いたします。

月額費用

おてがる光テレビ 月額基本料金 750 円

(おてがる光テレビ伝送サービス月額利用料 450 円及びスカパーJSAT 施設利用料 300 円の合計です)

- ・NHK 受信料および有料 BS デジタル放送の視聴料は月額利用料に含まれておりません。
- ・解約月については日割は行わず 1 ヶ月分お支払いいただきます。
- ・本サービス以外の費用として、「おてがる光」回線の通信料金およびそれらにともなう機器使用料などが必要です。

請求について

・本サービスの月額費用（スカパーJSAT 施設利用料含む）、おてがる光テレビ伝送サービス工事費、屋内同軸配線工事費は当社から請求します。また、スカパーJSAT 施設登録料は、スカパーJSAT 株式会社の依頼に基づき、当社が請求します。

お客様情報の通知について

・本サービスをお申しいただいたお客様は、スカパーJSAT 株式会社が提供する放送サービス「スカパーJSAT 施設利用サービス」も同時にお申しいただくことになり、「スカパーJSAT 施設利用サービス」を提供することを目的として、お客様情報（氏名、住所など）を、NTT を介してスカパーJSAT 株式会社に通知されることを承諾していただきます。

「スカパー！」視聴について

・「スカパー！」は、各チャンネルの委託放送事業者が提供するサービスです。お申込については、各チャンネルの委託放送事業者の代理人であるスカパーJSAT 株式会社にお申込をいただきます。なお、「スカパー！基本料」および「選んだ専門チャンネルの視聴料」は、スカパーJSAT 株式会社から請求します。BS・110 度 CS デジタル放送チューナー内蔵器が別途必要です。

- ・契約されるコースにより、視聴できるチャンネルが異なります。

「スカパー！」については、スカパー！カスタマーセンター0120-818-666（受付時間 10：00~20：00 年中無休）へお問合せください。

解約について

・NTT が提供する「フレッツ光」および「フレッツ・テレビ」をご利用のお客様は「フレッツ光」を当社が提供する「おてがる光」に転用する場合、「フレッツ・テレビ（当社が提供するサービス名称は「おてがる光テレビ）」も合わせて転用になることに承諾していただきます。

・すでにお客様とスカパーJSAT 株式会社と締結している「スカパーJSAT 施設利用サービス契約約款」は引き続きのご契約となります。

- ・解約月について日割は行わず 1 ヶ月分お支払いいただきます。

・NTT が提供する「スカパー！光ホームタイプ」をご利用のお客様は、「おてがる光」への転用ができません。「おてがる光」への転用をご希望のお客様は NTT 東日本、NTT 西日本へ「スカパー！光ホームタイプ」を、後継サービスである「フレッツ・テレビ」への変更をお申しいただいた後

に、お申込ください。

その他事業者変更について

お手続きについて

- ・当社から事業者変更番号を取得いただいた後、お客様がご希望される光コラボレーション事業者（以下、変更先事業者といいます）で事業者変更のお申込手続きをしていただく必要があります。
- ・支払期日を経過したご利用料金などがある場合、お支払いいただいた後に事業者変更承諾番号の発行となります。
- また、おてがる光で契約内容の変更や引っ越しなどの手続き中の場合は、お手続きが完了した後の発行となります。
- ・工事費用を分割払いでお支払いいただいているお客様が分割払い途中で変更先事業者へ事業変更される場合は工事費用の残額を一括でお支払いいただきます。
- ・取得された事業者承諾番号の有効期限は15日間です。
- ・事業者変更承諾番号の有効期限内に変更先事業者へのお申込手続きをおねがいします。
- ・有効期限を過ぎた場合には、あらためて事業者変更承諾番号の取得が必要となります。

注意事項

変更先事業者で、ひかり電話、フレッツテレビ、リモート・サポートサービスが提供されていない場合は、事業者変更の際にNTT東日本・西日本からの直接提供に変更となります。
この場合、別途手続き費用がNTT東日本、西日本からお客様に請求されます。

IPv6 オプションについての重要事項

株式会社イーエムアイ（以下「当社」といいます。）は、日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下「J P N E」といいます。）が提供する「I P v 6 インターネット接続等」並びに東日本電信電話株式会社（以下「N T T 東日本」といいます。）及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T 西日本」といいます。）の提供する「フレッツ・v 6 オプション」を用いて、おてがる光「IPv6 オプション」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

また、本サービスにおいて当社が提供する IPv6 インターネット接続の方式は、IPv6 IPoE 方式です。

<料金について>

初期費用

おてがる光と同時にお申込いただいた場合

NTT 東日本エリア・・・無料

NTT 西日本エリア・・・無料

おてがる光契約後にお申しいただいた場合

NTT 東日本エリア・・・2000 円

NTT 西日本エリア・・・2000 円

月額費用

基本料金・・・150 円（税抜）

<お申込について>

本サービスの申込にあたって、本サービスに用いる「おてがる光回線」の「お客様ID、アクセスキー」※2、「申込、契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者メールアドレス」及び「契約者メールアドレス」等（以下「本お客様情報」と総称します。）を通知していただきます。本お客様情報は、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、JPNEを通じ、NTT東日本又はNTT西日本へ通知し、契約者の同一性及びこれに係る「お客様ID」及び「アクセスキー」の照合を行うことについて承諾していただきます。

「フレッツ・v6 オプション」のお申し込みにあたっては、お客様ご自身でNTT東西の窓口で行うことも可能ですが、お客様の代理店としてJPNEが、NTT東西へのお申込手続きを行うことも可能です。本サービスをお申し込みの際は、当社が別途指定する方法によりJPNEに対し、当該代行申込について委任していただきます。

<本サービスを利用するためには>

当社が提供する「おてがる光」のご契約及び「IPv6 オプション」対応機器、（ホームゲートウェイ 200 円/月※又はブロードバンドルータ）が必要となります。

※おてがる光電話のご契約がない場合はホームゲートウェイ 300 円/月

IP アドレスや機器の設定変更について

「IPv6 オプション」およびインターネット接続の開通工事に際し、お客様が現にご利用中の IPv6 アドレス（IPv6 PPPoE 方式にて割当てられているものは除きます。）および IPv4 アドレスが変更となります。

「IPv6 オプション」の開通工事による IPv6 アドレスおよび IPv4 アドレスの変更にとまないと、お客様がご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合があります。その際はご利用中のパソコンなどの再起動を行ってください。

本サービスの利用開始等に伴い、NTT 東西が提供するひかり電話対応機器の設定が変更となる場合があります。ひかり電話対応機器の設定変更に伴い、PPPoE 接続やその他一部機能がご利用いただけなくなります。

本サービスの解約について

「おてがる光」回線契約または「IPv6 オプション」および「おてがる光電話」を解約した場合、本サービスもあわせて解約となります。

本サービスの解約手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスがご利用にならない場合があります。